

# 地域管理経営計画等(案)についての意見の申し立て書

平成19年3月6日

1 意見のある森林計画区 留萌 森林計画区

2 意見書提出者

(2) 法人その他団体

団体名 (社)北海道自然保護協会

代表者名 佐藤 謙

住所 060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5(6F)

## 3 意見の要旨及び理由

国有林の抜本的改革、また新しい森林・林業基本法制定の後、国有林を含む林野行政は、木材生産よりも「森林の公益的機能・多面的機能を重視する」としており、その基本理念は非常に重要と考えます。しかし、貴局による近年の森林・林業の扱いは、林野庁が基本法や基本計画、そしてホームページなどに明記している基本理念の下、一つの機能に挙げられている木材生産・林業を重視し、林野庁ホームページのトップにある生物多様性保全を初めとする他の機能を軽視または無視しており、大きな問題と考えます。

貴局による「各機能類型に応じた管理経営の指針」では、諸機能を最も発揮できる公益林において、とくに水土保全林(水源涵養タイプと国土保全タイプ)において、天然林(二次林を意味する天然生林ではない)施業(育成複層林施業を含む天然林伐採)が積極的に進められており、当会は、この状況を極めて大きな問題であると考えております。各森林計画区における実際の計画は、そうした天然林施業が貴局の国有林経営の主体となり、逆に、林業目的の資源の循環利用林における施業(蓄積急増の人工林を対象とした単層林施業や育成複層林施業)は非常にわずかです。これは、まさに新基本法以前と同様な良木選抜だけを考えた大きな欠陥であり、持続的林業経営にならないだけでなく、生物多様性など他の機能を軽視または無視するため、極めて大きな問題であると判断しております。

留萌森林計画区における3機能類型及びタイプ別の面積と伐採量は、まさに上記の根本的問題を具現化しております。施業面積は、水源涵養タイプでは天然林(混交林・育成天然林・天然生林)を対象とした天然林施業と育成複層林施業がほとんど(96,778haの99.7%)を占め、資源の循環利用林においても人工林(単層林)ではなく保護樹帯などに残された天然林(混交林・育成天然林・天然生林)の施業が大半(2,125haの53.3%)に至っております。伐採量は、総合計約19万立方メートルのうち、人工林(単層林)の施業はわずか1,476立方メートル(約0.8%)であり、ほとんどが天然林を対象とした施業となっております。さらに、説明がなく唐突に表示された「天然林の臨時伐採量」とは何か、国民に対して、その明快な説明が必要と考えます。

以上の計画は、木材生産に重点を置き、他の機能を軽視または無視する、基本法に示された基本理念と大きな矛盾、大きな欺瞞であると判断します。国有林の天然林は、公益的機能・多面的機能の発揮に大きな役割を果たしています。そのため、天然林施業ではなく、まずは人工林をどのように扱っていくのか、それを5年計画に明快に示す必要があります。

重要な機能の一つ、生物多様性が、例えば「森林官による巡視」によって決して容易に把握されるものではありません。天然林のもつ生物多様性保全など、木材生産以外の機能を整備だけではなくどのように保全していくのか、機能ごとの明確な具体的計画を示さない限り、当会は、貴局に対して、国民・道民の声を代弁した批判と明快な説明・回答を求め続けざるをえません。

\* 意見書は、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で、  
平成19年3月6日（火）17時までに提出してください

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70

北海道森林管理局長（保全調整課扱い）あて

○ ファクシミリの場合

FAX 011-622-5194

○ 電子メールの場合

E-mail [h\\_hozen@rinya.maff.go.jp](mailto:h_hozen@rinya.maff.go.jp)

○ ご持参の場合

北海道森林管理局企画調整部保全調整課まで（3階にあります）

※ ご不明な点等については、北海道森林管理局企画調整部保全調整課（電話番号011-622-5213）へお問い合わせください。